

教育総研ニュース

発行：一般財団法人 教育文化総合研究所

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館内

TEL:03-3230-0564 FAX: 03-3222-5416 <http://www.k-soken.gr.jp>

No.57
2022.2.25 発行

私たちはなぜアナキストでなければならないか？

菊地栄治（教育総研所長・早稲田大学）

いまとても気になっている言葉がある。アナキスト（アナーキスト）である。古くはプルードン、バクーニン、クロボトキン…といった面々の濃い思想として語られていたが、近年では人類学者のグレーバーやスコットらのすぐれた研究等を通して学界だけではなく、世界の実践者からも注目されている。わが国では社会主義思想に連なる戦前史をもち、戦後には鶴見俊輔らが深めていった。鶴見は「アナキズムは、権力による強制なしに人間がたがいに助けあって生きてゆくことを理想とする思想」（『身ぶりとしての抵抗 鶴見俊輔コレクション2』河出文庫）と端的に定義している。当人の意識／無意識の別を問わず、「だれも支配しないし、だれにも支配されないこと」、つまり権力の無力化をゴールとする。もちろん、支配の主体が秘匿されている場合の方がはるかに厄介であることは改めて指摘するまでもない。

いま教育自体にかかわる技術・知識以上に求められるべきは、人間と社会を深く洞察することではないか。たとえば、社会がグローバル化する中で、資本主義の呪縛は陰に陽にますます強化されてきている。しかし、現在「資本主義」論が花盛りなのは危機の深刻さの反映でもある。じじつ、地球温暖化だけでなく利潤率の極小化という現実からも「資本主義は終わっている」と論じられる。まっとうな経済学者だけでなく、一般書もこれに加わる。たとえば、

ケアや家事労働が（外部化・市場化されない限り）GDPに算入されないなど経済のジェンダー・バイアスは甚だしい。加えて、経済成長に異様なまでにこだわり不都合を金融オペレーションでしのごうとする「新しい資本主義」は、まやかしをごまかしで上塗りしているにすぎない。

他方、無意識裡に「させられてしまっている」日常がある。「しない方が（しなくても）よいのだが…」という思いが後ろ髪を引く。国民国家の操り人形のごとく、教室では心の中ではためらいながらも、「子どものために」と良心的行為にすり替えられてしまう。最終的には、自分で責任を取らなくてすむ「他人事システム」を私たち自身が創り出していることも災いしている。「先生」がふるう権力はもちろん、子どもに付き従われることを可能にする専門職の権威さえ、大きな権力の下支えとなることがある。

日常の出来事を考えてみると、「そういえば…」と思い当たることがあるのではないだろうか。まさに「特異性（目の前のかけがえのない他者といっしょに生きていくこと）」を前提にするのか、それとも巨大な暴力装置を維持するために他者化し意識の奥底に追いやられるのか、が問われている。より小さくさせられている人々とどうやって「まじな社会（場）」を創っていくか…。深い意味でのアナキストとは何かを私自身もう少し丁寧に問い直し言葉にしたい。

例外状況で本質を露わにする資本

水野和夫（法政大学・教育総研「ゆたかな学び」のための社会づくり研究委員会委員）

コロナ禍で世界のビリオネアは益々富（純資産）を増やしている。その一方で、「絶望死」を選ぶ人や生活に困窮する人が増えている。両者の傾向は20世紀末から続いている。ビリオネアの富はNYダウと連動し、コロナ禍でヘルスケアやハイテク関連の株価が大幅に上昇したため、2020年3月から2021年11月にかけて5.2兆ドル増え、13.8兆ドルとなった（2022年1月公表のOXFAM報告書）。わずか1年半でコロナ以前の14年間（2007年から2020年3月まで）の増加額4.9兆ドルを上回った。

同報告書は世界の富豪トップ10が毎日100万ドルを支出しても富（1.5兆ドル）を使い切るには414年かかるという。彼等の富の使用価値（貨幣で評価）はもはやないに等しく、交換するものもない。ビリオネアの富はもはや「石」と化している。ラ・フォンテーヌが『寓話』（1668年）で財産などは「使ってこそ所有ということに意味がある」ので使わなければ石に等しいという。結局、守銭奴は泥棒に地中に埋めたお金を取られてしまった。

国家と資本の暴力性

国家は暴力装置だといわれるが、資本も暴力性を有している。暴力性を有する国家や資本が国民に支持されてきたのは、アウグスティヌスが『神の国』でいうように海賊と国家の違いは正義があるか否かである。そしてアウグスティヌスは正義とは「慈悲心に富んでいること」だという。

例外状況になると、富裕者の慈悲心が試されることになるが、コロナ禍でそれは期待できないことが白日のもとに曝された。まさにカール・シュミット（『政治神学』1934年）がいう「例外は原則より興味深い。正常は何物をも証明せず、例外がいっさいを証明する」のであり、例外状況において常態ではみえなかった資本の本性を白日のもとに曝し出した。使用価値を持たないほどの資本を有するビリオネアはコロナ禍で困窮する人を深い慈悲心で救済しようとはしないし、国家は強制力を持っているにも関わらず、それを行って国民を救済しようとしな

国家は例外状況に備えて資金を確保していない。

常態における社会保障制度では例外時には対応できない。例えば戦争が起これば、国家は国民や企業に臨時増税や財産抛棄を要求する。A・ディートンが指摘するように国債で一時負担を求めたとしても、戦争が終われば、生き残った人たちは死者を弔い累進課税に応じ復興をめざす。今どの国も財政赤字が膨らんだが、ビリオネアは累進課税の強化に応じコロナウイルスと最前線で闘った人に報いようとしな

ショック・ドクトリンやコロナ禍という「例外状況」において資本の暴力性が全面に出て、21世紀は正義が消滅してしまった。ベネディクト・アンダーソンがいう「想像の共同体」としての国民国家とスミスのいう「共感」をもつのが人間本性だというのは幻想だということが例外状況で明らかとなった。

「共感」の消滅

経済学の学祖であるアダム・スミスの「労働価値説」は新古典派によって効用価値説にとって代られたが、彼の労働価値説は21世紀にこそ必要な考え方である。スミスは『国富論』（1776年）で「労働こそが、すべての商品の交換価値をはかる真の尺度である」と主張した。すなわち、労働こそが本来の貨幣であって、そこにはあるものの真の価値とは「それを持っていれば節減できる手間であり、他人に負担してもらえる手間である」との考えがある。

高哲男は『アダム・スミス』（講談社、2017年）で手間（苦役と手数）を次のように説明する。「要するに財の生産のために費やした『苦勞と手数』とは、労働者が犠牲にした『安息と自由』のことだとい

うのである。（略）他人が生産する場合に払わなければならない『犠牲』の大きさを、想像つまり『共感』を通じて『くみ取り』、比較の対象にすることができる。だからスミスにとって、交換価値の大きさは、生産の要した『労働の量』であり、『犠牲の量』なのである」。

貨幣経済化とグローバリゼーションはスミスが『道徳感情論』（1759年）で強調した「共感」を片すみに追いや

ほどの総延長距離がある」ということがわかったという。常識的に考えれば、コロナという例外状況になって初めて経営者が知るということ自体が異常事態なのである。

F・ブローデルは取引回数が多くなるほど不正が入り込むという。その象徴は児童労働（5歳～17歳）が21世紀になってもなくならないことに表れている。マルクスが19世紀に糾弾したことがいまだに堂々で行われている。しかも、2016年には1.52億人まで減少していた児童労働が20年には1.60億人へと増加に転じた。児童労働が占める割合が高いのは欧米から最も遠いサハラ砂漠以南であって2012年21.4%を底に20年に23.9%へと増加した。

それでも人間か vs. これが人間だ

ビリオネアは、医療従事者やサプライチェーンの末端で働くひとたちの「犠牲の量」をまったくくみ取れなくなっている。こうしたことは経済格差を一段と拡大させ、社会秩序の崩壊につながり、近代社会の危機となる。シェイクスピアは『ベニスの商人』で支配階級と被支配階級の抜き差しならない対立を描いた。高利貸しでユダヤ教徒のシャイロックが借金を返せなくなった冒険商人でキリスト教徒のアントーニオを「人肉裁判」に訴えた。

シャイロックは血も涙もなく、慈悲心ももたないように描かれているが、対立の根源には支配と被支配の根深い対立がある。すなわちキリスト教徒が非キリスト教徒を支配するというヨーロッパ人の考え方がある。シャイロックはアントーニオから着物に唾を吐きかけられるなど犬や馬のように扱われてきた。そうしたキリスト教徒による非人間的な扱いに抗議し、シャイロックは法の適用を願って債権者として「人肉裁判」を起こしたが、それは『権利のための闘争』（イエーリング）だった。彼は裁判で「唾は自分の頭で受け止める」、すなわち報いはアントーニオが自分で引き受け、肉1ポンドを差し出せと迫る。この宗教対立は、デカルトやベーコンらによって「進歩」という概念によって変貌を遂げた。進歩している文明国は未開の野蛮国を指導する義務があるという考えに至る。この考え方が植民地主義を正当化したが、20世紀になると民族自決主義の原則で時代にそぐわなくなる。そこで、支配と被支配の関係は進歩した文明国は債権国となり、債務国

である未開国を指導・支配するとなった。『ベニスの商人』では債権者シャイロックは敗訴したが、20世紀になるとウォール街が勝者となったのである。

歴史上支配と被支配の関係は常に存在するが、それを縮めようとする努力が進歩である。逆にこの関係が修復できなくなると「歴史の危機」となる。シェイクスピアの時代はまさに「長い16世紀」であり、ブルクハルトのいう「歴史の危機」そのものだった。戦後IMFを通じて米国が世界支配をしてきたし、21世紀になるとECBを通じてドイツが事実上ヨーロッパの盟主となった。さらに、支配と被支配の対立は米国内にも及んでいる。キリスト教対ユダヤ教から今度は米白人対非白人、さらには高学歴の白人とそうでない白人という間で対立が激化している。

2007年、米バージニア工科大学で韓国からの移住者であるチョ・スンヒが「顔に唾を吐きかけられる気持ちがわかるか」と叫び、32人を殺害し自決した。残されたメモには「お前たちはすべてをもっていた。メルセデスでも満足しなかった」とあった。シャイロックと同じである。シャイロックは改宗を条件に命は助けられたが、精神的には死んだ。こうしたことが中世や近代の終わりに起きるのは、支配者に寛容の精神が欠落し、被支配者を排除するからだ。

シャイロックは裁判で単にアントーニオが憎いから慈悲はかけぬと証言すると、アントーニオの仲間であるパサーニオはシャイロックにむかって「それでも人間か？」と叫ぶ。このキリスト教徒の発言に対立の根源が潜んでいる。劇団SCOTを主催し演出家で思想家の鈴木忠志は、連合赤軍事件でマスコミは「これでも人間か！と書くけれども、これが人間だ！」と書くべきだという。

これでも人間かといって排除するのであれば、「人間を人間たらしめる基準が確固として存在し、その基準のうちには殺人という行為は含まれていない、と考えていることになる」と鈴木忠志はいう。「古今東西、殺人こそが人間がもつもっとも不可解な行為であり、その不可解性が人間を人間たらしめてきた」というのが彼の基本的認識だ。このように考えないと、排除された人たちへの「共感」が生まれにくい。とりわけ例外状態では人間は経済的合理性だけで動かない。まず必要なのはビリオネアのモラル改革だ。

新たな「リスク社会」を生きる現代に必要な視座とは？

松嶋健（広島大学）

子どもの人権と教育への権利

「リスク社会と子どもの人権」研究委員会は、それ以前にあった「能力論」研究委員会や「貧困と子ども・学力」研究委員会における問題提起を受けて、それをさらに「リスク社会」という、より広い文脈と結びつけて検討するため、2019年に始まりました。そのときあったのは、「子どもの人権」を守る、という名のもとになされていることが実際には子どものためになっていない場合があるのではないか、「子どもの人権」を盾に別のことが正当化される側面が多々あるのではないかという問題意識でした。

例えば、校則に関して、それが「子どもを守る」ためという理由で正当化されていたとしても、実際には管理のためという側面が含まれている場合が多いでしょうし、さらに言えば、何かが起きないように、というだけでなく、何かが起きたときのため、という機能も含まれています。日本は米国のような極端な訴訟社会ではありませんが、それでも何か起きたときに、親やマスコミなど外部からの批判に対して教職員や学校を守る、そういうリスク管理の機能が校則にはあるわけです。このように「子どもの人権」や「子どもの安全安心」のような、何の問題もなく「善き」ことのように思われる目的が、あるいはそうであるからこそ、別の機能を持たせ違う目的に流用されることが起こるわけです。

こうした現象は、教育への権利、学習の権利をめぐっても見られます。1989年に国連で採択された子どもの権利条約には、子どもの「生存」と「発達」の権利が謳われており、そのための不可欠の要素として教育への権利が重視されています。とりわけ日本では、子どもの諸権利のなかでも教育権、学習権に言及されることが多く、そこでは教育の問題がしばしば貧困の問題などと結びつけられ、「貧困から脱却するためには、教育を受け、学習する権利を行使することで学力を向上させることが不可欠である」という言説となって流通します。こうした考えは、教職員や親、そして子どもたち自身にも内面化されることで、貧困を個人の責任とみなして疑わな

い態度を生み出します。そこでは、社会の構造や仕組みが大きく関与する貧困のような問題が、個人化され、個々の子どもの学力や能力の問題に転換・還元されることで、社会的な富の分配といった対策を導く観点が後景に退くことになるのです。そこで先行の研究委員会では、能力の個人化をめぐる問題や、貧困と子どもと学力がなぜ結びつけられるのかという問いなどを中心に研究が行われました。こうした問題意識をさらに「リスク社会」の視座とつなげて考えようというのが本研究委員会の趣旨でした。

「リスク社会」という視座との接続

「リスク社会」とは、ドイツの社会学者ウルリヒ・ベックの概念で、再帰性が高まった「第二の近代」を特徴づけるものとされます。ここでの「リスク」は自然の脅威のような「危険」一般とは違い、人間自身が生み出すものによってもたらされます。自動車の排気ガス、原子力、食品添加物、遺伝子組換え技術など人間が生み出したテクノロジーは、空間・時間・種の限定を超えて地球上の様々な生命に影響を及ぼします。またその結果生じた地球温暖化のような問題を、従来のように個人や企業、国の責任として特定することも困難になります。リスクの算定も容易ではなくなり、補償や保険をかけることは非常に難しくなります。「第一の近代」の前提や基盤が掘り崩された「第二の近代」のこうした特徴をベックはリスク社会と呼んだのです。

そこでは、富の分配に加えてリスクの分配が大きな関心事となります。新たなテクノロジーをめぐる決定を行う際、どのようなリスクを、どこに、誰により多く配分することで、政治的かつ科学的に処理するのが効果的であるかを考慮する必要があるからです。

こうした「リスク社会」論をふまえつつ、「リスク」の概念をさらに深化させ、近代社会の本性と結びつけて論じたのが、同じドイツの社会学者であるニクラス・ルーマンです。ルーマンは「リスク」を「安全」の反対概念とする通常考え方から距離をとり、「危険」との対で捉えました。一般的な使用におい

ては、「リスク」と「危険」はほぼ同じような意味で使われていますが、ルーマンは「決定」を軸に両者を区別します。起こりうる損害が何らかの「決定」に帰することができるものを「リスク」、そうではなく自然などの外部に由来するとされるものを「危険」と定義したのです。

この規定の重要性は、「リスク社会」が原子力などのテクノロジーにだけ関わる特徴なのではなく、ある事象を「神の意志」や「運命」に代わって人間の「選択」と「決定」に関連づけて理解する解釈フレームが一般化した近代の本性に関わるものであることを明確化した点にあります。職業であれパートナーであれ、慣習的にほぼ選択の余地がないような時代や社会と異なり、個々人の将来は、選択の自由度の高さとそこにおける「決定」にかかってくる、そういう社会における生は、決定と表裏一体のリスクから逃れることは限りなく不可能になります。

そして、この点はまた、近代に特徴的な時間性とも深く関わってきます。つまり、不確定な未来に向けて何らかの決定をしなければならないとき、普通は過去の事象が参照されますが、再帰的近代において過去のデータ（統計として示されるような）は決定を「支援」することができるだけで、現在における決定がリスクを伴う、あるいは新たなリスクを生み出すことを回避する役には立ちません。本質的に常に不十分たらざるをえない情報と根拠のなかで私たちは、現在をすでに起こった過去であるかのように見る未来の視点を先取りしつつ、決定を行わなければならない、こうした特異な時間性のなかに生きているのです。

コロナが露わにしたリスク社会の諸相

1年目の研究委員会の途中で始まった Covid-19 のパンデミックは、私たちがまさに「リスク社会」を日々生きているというリアリティを露わにしました。外出するのかもしれないのか、マスクをするのか、子どもを学校に行かせるのか、ワクチンを打つのか、など多くの選択が自粛や自己決定というかたちをとったのは、科学者も政治家も誰も十分な情報も根拠も持っておらず、正しい「決定」を下すことができないリスク社会にあることの現れです。そこでは決定しないこと、リスクを認めないこともまた、一つの決定となり、リスクと見なされます。

研究委員会もしばらくの中断を経て、その後はす

べてオンラインとなり、コロナが露わにしたリスク社会の諸相を当初の問題意識とつなげて検討することになりました。実際、感染者数を下げるという一つの決定が、休校や家庭状況、親の仕事などと結びつくかたちで、他の様々な問題を生み出すことになりました。そこでは、ある政策決定がなされることで「リスク」が生み出され、その帰結を「危険」として被る被影響者がいるのです。

また、国民という集団全体における感染リスクを下げるという目的が設定されると、マスクをつけない者、夜の街で働く者などが「リスクファクター」として特定され、さらに道徳的な非難の対象にもなります。こうしたリスクファクター自体のリスク化というのは、医療の領域では 20 世紀半ばから見られるもので、心疾患のリスクファクターである高血圧そのものが病気とされ、血圧を下げる薬が処方されるといった例が典型的です。こうした観点から本研究委員会の報告書では、ヤングケアラーとその親をめぐる問題、子どもや若年女性の性被害と婦人保護事業の見直しをめぐる問題を取り上げました。

また、教育については、教育格差言説とリスク言説の結びつきを問い直すとともに、新自由主義的な社会投資国家におけるリスクの管理として教育を通じた人的資本化が進行しているという問題についても論じています。

リスクという視座のもつ一つの含意は、リスクを回避するという決定が新たなリスクを生むということです。例えば、将来の貧困を回避するために勉強し自己を人的資本化したとしても、予測と異なる実際の未来では役に立たないとみなされるかもしれません。そうすると、他のことに費やせたいはずの時間や労力を無駄にするというリスクをいま冒していることになります。ある特定の社会システムへの適応そのものがリスクになりうるような不確実性の高い社会では、例えば学力の向上のような一つのことだけに個々が賭けることで対処するのではなく、何が起ころとも生きていけるような仕組みを作らなければなりませんし、そのような仕組みを作っていける人を育てなければなりません。現行の社会は、地球環境問題から社会的格差の問題にいたるまで、将来世代に対してリスクを多く分配することで繁栄を享受してきたわけですから、学力の向上というかたちでリスクをさらに先送りにするのとは違ったやり方を考え、実行していく必要があるのです。

教育の市場化と能力主義への対抗原理の構築に向けて

居神浩（神戸国際大学）

本研究委員会は、2019年度から2年間の議論を経て、2021年6月に研究報告書を発行した。

研究委員会での議論の焦点は、矢継ぎ早に打ち出される「改革」案に逐一打ち返すのではなく、経済産業に従属する教育ではない学校現場のために中長期的な基礎となるような、新たな社会ビジョンを研究していくことを念頭に、経済産業の論理に対抗する「原理的」な論理を提起することであった。所属や専門をそれぞれ異にするメンバーであったが、この点を肝に銘じ、それぞれの立場から「原理論」となりうる論点を提示してみた。

各委員の報告内容については、報告書（教育総研ホームページに全文を掲載）をご覧ください。ここでは報告書全体を通底する論点についてできるだけ簡潔にお伝えしたい。それは端的に言えば「教育の市場化」と「能力主義」である。

市場化に浸食される大学教育

経済産業に役立つ教育が求められている状況とはまさに「教育の市場化」に他ならない。この論理は初等・中等教育のみならず高等教育も含めて公教育全体を覆っている。高等教育に身を置く立場として、このことは常に痛感しているところであり、以下は大学教員の立場から論を進めていきたい。

さて、大学改革が声高に叫ばれるようになって、およそ30年にもなるが、その端緒となったのはいわゆる「大学設置基準の大綱化」であった。「大綱化」とは辞書的な意味合いでは「だいたいの内容を決めるようにすること」であるが、実質的にはその英語訳が端的に示すように「規制緩和」（deregulation of University Act）であった（『高等教育に関する質保証関係用語集』第3版、独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構、2011年 参照）。

規制緩和は本来ならば文部科学省の事細かな規制という軛から解き放たれて、各大学がそれぞれに自由に他大学との差異化をめざすべきものであるはずだったが、ほとんどすべての大学がめざしたのはなぜか「大学教育の市場化」であった。

ここでいう大学教育の市場化とは、「大学を民間企業のように経営すること」および「大学の業務を民間企業に委託すること」である。大学は民間企業のように「中長期計画」を策定し「PDCAサイクル」を回すことに追われ、入試広報や学習支援システムの構築、教育効果の測定などの本来的な大学業務をどんどん民間企業に委託するようになった。

このような大学教育の市場化を推し進める強力な論理の1つがおそらく「能力主義」に対する素朴な信仰ともいえるものであらうと考えられる。

能力主義への素朴な信仰

この国の大学教育論は大学進学率が50%を超え、十分に「大衆化」の段階に達してもなお「卓越性」の論理に支配されている。ここでいう卓越性とは「能力的に優れた者」を選別することで教育の質を担保しようとする志向を意味する。そこには「能力は正確に定義・測定できる」こと、および「能力は各人の出自・属性に関わりなく、各人の努力によって高めることができる」ことに対する疑いのない信仰のようなものがある。この信仰の総体を「能力主義」として把握しておこう。

このような能力主義への信仰と教育の市場化とは実に相性が良い。能力的に優れた者を選別し、経済産業に役立つ人間として陶冶することが教育の目的であり、大学教育もまたその目的に奉仕すべく、民間企業の論理で経営し、民間企業に業務を委託することを是とするというわけである。

このように教育自体が市場の論理に覆い尽くされているという状況認識のうえで、そこにいかなる対抗原理を打ち立てるかが、本研究委員会に課せられた課題であった。そこで提起したのが「能力の共同性」という概念であった。

対抗原理としての能力の共同性論

「能力の共同性」については詳しくは報告書第1章の桜井報告（および桜井智恵子『教育は社会をどう変えたのか 個人化をもたらすリベラリズムの

暴力』明石書店 2021 年) をご覧いただきたいが、端的には「能力は個には還元できない」とする考え方である。すなわち、「能力とは、分かちもたれて現れたものであり、それゆえその力は関係的であり共同のものである」。この考え方はなかなか「ラディカル」である。ここでいうラディカルとは単に「急進的、過激なさま」というよりむしろ「根本的」「根源的」という意味においてである。

能力主義の根本・根源にあるのは「能力は個人に帰属するものである」という揺るぎない信念である。能力の共同性論はそこに揺さぶりをかけるという意味で実にラディカルな思想といえよう。

ただ私は能力の共同性論は対抗原理としてのラディカルさは秘めているものの、「いまだ幼き観念の衣を身にまとっているにすぎない」とも評した(詳しくは報告書第 6 章居神報告を参照)。つまり、能力の共同性論は観念論の域にとどまっており、教育現場の運動論として具体的な方向性を示していないのではないか、という疑念である。この点について、私は「入学試験の廃止」「大学教育における能力評価の廃止」などを提起したが、報告書発行とほぼ同じ時期に、「白熱教室」で有名な政治哲学者、マイケル・サンデルによる「大学入試くじ引き論」などを提起する能力主義批判の邦訳書が刊行されていたので、簡単に紹介しておきたい。

大学入試くじ引き論

サンデルは最近著『実力も運のうち 能力主義は正義か?』(早川書房、2021 年 4 月 原題: The Tyranny of Merit: What's Become of the Common Good?) において、個人の有能さを示す「メリット」(功績) が専制をふるうアメリカ社会に対する根源的な批判を展開している。

その中でとりわけ興味深いのが、第 6 章「選別装置」で提起されている「大学入試くじ引き論」である。やや長くなるが該当箇所を引用しておこう。

「四万人超の出願者のうち、ハーバード大学やスタンフォード大学では伸びない生徒、勉強についていく資格がなく、仲間の学生の教育に貢献できない生徒を除外する。そうすると、入試委員会の手元に適格な受験者として残るのは三万人、あるいは二万五〇〇〇人か二万人というところだろう。その

うちの誰が抜きん出て優秀かを予測するという極度に困難かつ不確実な課題に取り組むのはやめて、入学者をくじ引きで決めるのだ。言い換えれば、適格な出願者の書類を階段の上からばらまき、そのなかから二〇〇〇人を選んで、それで決まりということにする」(翻訳書 266 ページ)。

「大綱化」以前の、教養教育と専門教育が分化していた時代に、ある大学の教養部の教員が、期末試験の答えは高い所から投げて遠い所に落ちた順番で評価をつける、と豪語していた逸話が懐かしく思い出されるが、サンデルの提案もなかなか刺激的ではある。ただ「ハーバード大学やスタンフォード大学では伸びない生徒、勉強についていく資格がなく、仲間の学生の教育に貢献できない生徒を除外する」という限定条件が付される点において、根源的な代替案としては不徹底であるという感は否めない。

この点に限らず、サンデルの能力主義批判自体は鋭い指摘であるが、代替原理の提示においては(おそらく意図的に)不明瞭にしている点が散見される。そういう点も含めて、この本はぜひ一度手に取って、できれば通読していただきたい。

「ありうべきユートピア」の構想に向けて

最後に報告書全体のメッセージを述べて、本稿のまとめとしたい。それは第 3 章酒井報告で毅然と述べられている「『こうでないことが可能である』ということ伝えること」である。「『実現可能性』の呪縛」が強力ななかで、「必要なことは、ユートピアの衝動あるいは欲望を発展させること、人々のなかにそれを喚起することである」。

私は数年来、京都府亀岡市のフリースクールの先生方が毎月開催する「学びの理論研究会」に参加させていただき、「ありうべき学びの構想」についての議論に加わってきた。そこで懸念されたのは、公教育の現場において、このようなことを語り合える場がどれだけ担保されているか、ということである。

報告書の最後では「まずは『ありうべきユートピア』について自由に語り合える場を作ることが、私たち教育労働者に課せられた課題である」と締めくくった。この報告書を通じて、「学びのユートピア」について語り合える場が少しでも広がっていくことを期待してやまない。

『ねざす』

—教育の実践を共にする思いをひそめて、地中に根ざす—

金澤信之（一財）神奈川県高等学校教育会館教育研究所 特別研究員）

一財）神奈川県高等学校教育会館教育研究所（以下、教育研究所）は1986年7月に開所しました。そもそも、1980年に神奈川県高等学校教職員組合の中央委員会において「高校教育資料センター」を神奈川県高等学校教育会館（以下、教育会館）に設置し、会館事業の一部に位置付けるという構想が決定されたことから始まります。この「高校教育資料センター」は、後に「県民図書室」と名称を変えました。

その後、教育会館は財団法人格を取得し、その寄付行為第5条2項「教育に関する研究ならびに啓蒙活動の実施に関すること」から、会館の事業として教育研究組織づくりをめざすこととなります。そして、1986年5月に教育会館理事会で教育研究所の設立が承認されました。

以上のように、教育研究所は県民図書室事業の一環として誕生し、組合から独立した研究組織であることを特徴としています。

現在は、設置規定第2条「研究所はあらゆる人々の教育を受ける権利を充実発展させていく立場から、高等学校教育を中心とした教育の理論的並びに実践的研究を行うことを目的とする」活動を続けています。教育研究所員は高校の教職員、大学教員、子ども・若者支援のNPO関係者等により構成されています。また、開所以来、所長制ではなく代表制を採用していますが、これはこれらのメンバーが対等な立場で研究し、発言をすることを重視するためです。



（県民図書室の様子）

出版物は、年2回発行の所誌『ねざす』と同じく年2回発行の教育研究所ニュース「ねざす」があります。前者は、高校現場の様々な課題の特集を始めとして、教員、研究者、学生、市民の方などに執筆をお願いしています。概ね80ページ前後の

冊子になります。後者は、その時々話題になっている問題等に焦点を当てた論文を掲載します。4頁で手軽に読めるようになっています。どちらも教育研究所のホームページ（下記のQRコード）からダウンロードが可能です。また、ご連絡をいただければ、お送りすることもできます。

毎年7月に公開研究会、11月に教育討論会を開催しています。どちらも、どなたでも参加可能です。2021年のテーマは、公開研究会が「コロナ下での生徒への支援は？—チームとしての学校、ケアと保護の役割、課題と可能性—」、教育討論会が「中教審答申・令和の日本型学校教育—ディストピアを超えて—」でした。

これからも、教育を考えるために必要なものについて従来の枠組みにこだわることなく、多岐にわたり、新たな視点を模索していきたいと考えています。

一財）神奈川県高等学校教育会館教育研究所

〒220 - 8566

神奈川県横浜市西区

藤棚町2 - 197

電話 045-251-2546

E-mail（半角）

Gae02106@nifty.ne.jp

